

## 資源管理指針・資源管理計画作成要領

平成23年3月29日	22水管第2354号	制定
平成25年5月16日	25水管第371号	一部改正
平成27年4月9日	26水管第2767号	一部改正

水産庁長官通知

### 第1 資源管理指針・資源管理計画体制の趣旨

我が国周辺水域における水産資源の状況は、魚種や地域により安定して推移しているものも見られるが、その一方で低位にあるものや減少傾向にあるものも多く、国民への良質な水産物の安定供給、水産業の健全な発展を確実なものとするため、水産資源のより適切な管理は最も重要な課題となっている。

また、国際的にも資源管理の重要性が増している中、世界有数の漁業国であり、水産物消費国である我が国は、積極的な資源管理により一層取り組むことが求められている。

このため、水産資源の管理につき、資源状況や当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえ、合理的かつ計画的に実施することを目的として、国及び各都道府県は、水産資源に関する管理の方針、これを踏まえた魚種又は漁業種類ごとの具体的な管理方策等を内容とする資源管理指針を策定し、関係漁業者が指針内容に沿った具体的な計画である資源管理計画を作成・履行することとする。

これにより、資源管理指針・資源管理計画体制を確立し、水産資源を利用する全ての漁業者が、関係資源の状況等に合わせ、科学的、合理的な資源管理に計画的に取り組むことによって、我が国全体での資源管理の推進を図るものである。

### 第2 資源管理指針の位置づけ及び策定主体、記載事項等

#### 1 資源管理指針の位置づけ及び策定主体

##### (1) 資源管理指針の位置づけ

資源管理指針（「以下「指針」という。）は、国及び各都道府県が、それぞれの管理する漁業に関連する水産資源に係る管理方針及びこれを踏まえた魚種又は漁業種類ごとの具体的管理方策を内容として策定するものであり、今後の資源管理のあり方の基本方針として位置づけられるものである。

##### (2) 指針の策定主体

指針は、別紙1に定める記載例に基づき、我が国周辺水域における水産資源（国策定の指針については国際資源を含む。）を対象範囲とし、国及び都道府県ごとに1つずつ策定する。この場合において、国策定の指針で記載する魚種について都道府県策定の指針において記載する場合には、国策定の指針

との整合性に留意するものとする。

## 2 指針の記載事項

(1) 国又は各都道府県における水産資源の保存及び管理に関する基本的考え方  
漁業の概観、資源管理の取組状況（実態）、資源管理の方向性と今後の進め  
方等を記載する。

(2) 水産資源等ごとの動向及び管理の方向

国及び各都道府県における主要資源について、それぞれ資源又は来遊の状  
況を記載し、これを踏まえた当該資源の管理方針を記載する。資源又は来遊  
の状況については、科学的知見（資源調査等）に基づくものであることが望  
ましいが、資源調査未実施の魚種については、単位漁獲努力量当たり漁獲量  
（C P U E）、漁獲量データに基づく動向を記載する。

なお、特定の水産資源を専ら利用することが困難な漁業（定置漁業など）  
については、漁業種類別に管理を行うこととし、この場合にあっては、水産  
資源ごとの動向に代えて、対象漁業における総漁獲量の推移、C P U E等の  
漁獲状況を記載するとともに、魚種別管理が不相当である理由について記載  
する。

(3) 実施すべき自主的資源管理措置

(2) に記載する資源を主に利用している漁業種類ごと（魚種別管理が困難  
な場合を含む）に、実施すべき自主的資源管理措置を記載する。なお、自主  
的資源管理措置については、漁業実態や資源管理の取組実態、客観的な履行  
確認が適切に行われるか否か等を十分に勘案する必要がある点に留意する。

具体的には、漁業調整規則、漁業権行使規則、許可の制限又は条件等の公  
的管理措置を遵守することを記載するほか、その他実施すべき自主的資源管  
理措置として、例えば休漁、漁獲物規制（体長制限）、種苗放流などの措置項  
目を列記する。ただし、水産基本計画に基づく取組が開始された平成14年度  
以降に、資源管理を目的とした自主的管理措置が公的管理措置に移行したも  
のについては、本指針においては、自主的資源管理措置とみなして取り扱う  
こととし、これを列記する場合にあっては、日付及び文書番号名等を特定で  
きるよう、個別に明記することとする（例：平成14年10月1日〇〇海区  
漁業調整委員会指示第〇号 等）。

自主的資源管理措置の項目数は、別紙2に定める資源管理措置（例）の類  
別のうちA類の措置を実施する場合にあってはA類の措置を1つ以上、A類  
の措置を実施しない場合にあってはB類又はC類の措置のうちB類を含む2  
つ以上を必須とする。

現在、実施中の資源回復計画についてはその内容を指針に記載することと  
し、過去の予算事業等により作成した資源管理計画等、その他の資源管理措  
置についても、資源管理が後退することのないよう、可能な限り、その内容  
を資源管理指針に記載する。

(4) 強度資源管理タイプ

別紙3の1. 及び2. に掲げる基準に該当し、かつ、同3. に掲げる管理

措置を行おうとする資源については、通常の資源管理と比較してより強度の資源管理措置（強度資源管理タイプ）として、その旨を指針に記載することとする。ただし、同タイプによる資源管理を指針に記載しようとする場合には、事前に、その必要性、具体的措置等について水産庁と協議することとする。

#### (5) 履行確認措置

指針に記載する各資源管理措置は、これが確実に履行されることが必要であり、また、透明性の観点から、履行確認手段を予め漁業者に提示しておくことが必要となる。このため、指針において、履行確認に関する記載を設けるとともに、別紙4の履行確認手段例に基づき、資源管理措置ごとに、対応する履行確認手段について一覧性を付与した表を添付する。

なお、添付される一覧表に記載された資源管理措置ごとの履行確認手段については、地域によって活用の可否が異なること、より現実的な確認手段があり得ることから、記載する手段については、漁業実態、資源管理の取組実態を十分に踏まえて記載するとともに、資源管理計画参加者以外の第三者による確認や、事後的な確認が可能となるものとする必要がある点に留意する。

#### (6) その他

資源管理を今後進展させていくためには、国又は各都道府県下における正確な漁獲量データの把握が重要であり、かつ、当該データは履行確認においても有用であることから、漁獲量把握システム（漁獲量トレースシステム）の活用についても記載することとし、併せて、関係漁業者の履行確認への積極的協力の義務を記載する。

また、都道府県等が行う種苗放流や藻場、干潟の造成、魚礁整備など資源の積極的増大策の推進や経営改善の取組などについて記載するとともに、指針には履行確認の必要な措置としては記載しないものの、その他自主的に行っている資源管理措置等については引き続き実施する旨記載する。

さらに、休漁等、操業を行っていない期間にあつては、種苗放流や漁場環境整備など、資源の維持・増大のための取組みに積極的に参加すべきことを記載する。

このほか、策定した指針については、第3の1に基づき作成される資源管理計画の評価・検証の結果を踏まえて、当該指針を検証し、検討を加えるものとする。

### 3 指針策定の手続

#### (1) 資源管理協議会における検討

指針の内容は、対象資源の状況を踏まえる必要があるが、一方で、漁業者の経営状況への配慮や、想定される措置の効果等の検証も必要となることから、国に設置される資源管理協議会及び都道府県に設置される資源管理協議会（資源管理体制高度化推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26水管第2763号農林水産事務次官依命通知）第2の資源管理協議会）におい

て、関係者や試験研究機関等の知見を得て検討を行うものとする。

(2) 水産政策審議会又は漁業調整委員会への付議

指針は、国及び都道府県の資源管理に対する考え方の基本であることから、国策定の指針については水産政策審議会に、都道府県策定の指針については各都道府県の海区漁業調整委員会（内水面漁業にあつては内水面漁場管理委員会）に付議することとする。

(3) 水産庁との協議

各都道府県の資源管理指針は、国及び都道府県の各々で策定したものが、全体として我が国周辺資源の資源管理として体系化されるものであることから、各都道府県が指針を策定するに際しては、別記様式第1号により水産庁長官との協議を行う。なお、協議の際には、主に下記の点を着眼点とする。

- ① 内容が本要領や国指針に即しているか
- ② 他都道府県漁業者等を不当に差別していないか
- ③ 指針内、他都道府県指針との整合性がとれているか

なお、協議が整わない場合には、当該指針は、漁業収入安定対策上に位置づけられた資源管理指針とならない旨に留意する。

(4) 変更手続

指針を変更しようとするときは、上記(1)～(3)の手続きに準ずることとする。

### 第3 資源管理計画の位置づけ及び記載事項等

#### 1 資源管理計画の位置づけ及び作成主体

資源管理計画（以下「計画」という。）は、指針に基づき、関係漁業者が魚種又は漁業種類ごとに、各々の自主的な取組を基本として作成することとし、指針に記載された資源管理方針及び資源管理措置が遺憾なく実現されるよう、国及び都道府県は関係漁業者に対し、別紙5の記載例に基づき、計画が確実に作成されるよう指導を行うとともに、作成された計画が指針に即したものであるかについて、確認を行うこととする。

#### 2 計画の記載事項

##### (1) 計画の目的

計画の作成対象となる漁業の現状、利用する魚種等を記載し、公的管理措置の遵守を徹底すること及び当該計画に記載する自主的資源管理措置の実行により適切な資源管理を進めること等を記載する。

##### (2) 対象海域及び対象資源

当該計画の対象海域及び対象資源又は対象漁業の利用する主要な魚種を記載する。

##### (3) 資源管理目標及びそれを達成するための措置

対象海域における対象資源の資源状況又は漁獲状況を記載し、今後の管理目標を記載する。当該目標を達成するための措置として、公的管理措置の他、自主的に行う資源管理措置を記載する。

この際、水産基本計画に基づく取組が開始した平成14年度以降に公的管理措置として位置づけられたものであって、国又は都道府県指針上、自主的措置としてみなされている措置を記載する場合には、文書番号を明記の上、その旨を記載する。

また、履行確認を行うために必要な提出資料を第2の2の(5)に即して記載する。

(4) 取組期間

本計画の取組期間を記載するが、概ね5年程度とし、必要に応じ随時見直す旨を記載する。

(5) 管理体制、管理内容及び違反の場合の措置等

計画の適切な履行を推進し、計画内容の遵守を徹底するための管理体制、管理の内容、国又は都道府県への結果報告及び違反した場合の措置等を必要に応じ記載する。

(6) 計画の参加、脱退

計画の参加、脱退の規定を定め、計画参加者に異同のあった場合には、国又は都道府県に報告する旨を記載する。

(7) 計画の変更及び廃止

計画を変更した場合には、速やかに当該計画を所管する国又は都道府県の確認を求める旨及び廃止した場合には、速やかに国又は都道府県に報告する旨を記載する。

(8) 参加者名簿

計画参加者については、漁業収入安定対策に基づく支援対象となり、また、記載された措置の履行確認を行う必要があることから、氏名、使用漁船名、漁船登録番号、漁業許可番号(許可を受けている者)等を明記した参加者名簿を添付する。

(9) その他

上記の事項の他、計画参加者が取り組むべき事項等を記載する。

### 3 計画作成の手続き

(1) 国又は都道府県の確認

計画は、指針を漁業現場で実行するためのものであることから、計画作成に際しては、別記様式第2号により国又は都道府県の確認を受けることとする。なお、水産庁長官又は都道府県知事は、提出された計画について、次に掲げる基準の全てに該当するときは当該資源管理計画を確認するものとする。

- ① 内容が国又は都道府県策定の指針に適合するか
- ② 履行確認手段が実現可能なものであるか
- ③ 不当に差別的でないか
- ④ 内容が漁業関係法令に違反するものでないか

なお、上記①から④までの事項を満たさない場合には、当該計画は、漁業収入安定対策上に位置づけられた資源管理計画とならない旨に留意する。

(2) 変更手続

計画を変更しようとするときは、上記(1)の手続きに準ずることとする。

ただし、変更内容が計画参加者の異同等、計画に記載される措置内容の変更を伴わない軽微なものである場合は、報告をもってこれに代えることも可とする。

第4 資源管理指針及び資源管理計画の見直し

水産庁及び都道府県は、策定した指針について、対象資源の動向、関係漁業の経営状況その他の事情を勘案し、計画の評価・検証の結果を踏まえて、毎年、検討を加え、必要があると認めるときは当該指針を見直すものとする。

なお、指針及び計画の見直しに係る手続については、作成の手続に準ずるものとする。

## 都道府県資源管理指針記載例

## 第1 ○○都道府県の水産資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

- 1 ○○都道府県の漁業概観（生産状況、資源・来遊状況、漁業実態等）
- 2 ○○都道府県の資源管理実態（資源管理型総合推進対策事業に基づく資源管理、回復計画等）
- 3 資源管理の方向性（公的管理措置の徹底・積極的な資源管理の実施・資源の維持回復の推進）

（下記の項目は、必須記載項目とする）

なお、本指針における公的管理措置とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則並びに海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。）を指すものとするが、公的管理措置であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取組であって、水産基本計画（平成14年3月閣議決定）に基づく取組の開始された平成14年度以降にこれら公的管理措置に移行したのものについては、本指針においては、自主的取組とみなし、取り扱うものとする。

## 第2 水産資源等毎の動向及び管理の方向

## 【魚種別資源管理】

## 1 ○○（魚種名）

## (1) 資源（来遊）の状況

近年の資源（来遊）状況、操業単位当たりの漁獲量（CPUE）などを記載

## (2) 資源管理目標

資源状況等を踏まえ、○○の資源管理の方向性（増大、維持、減少傾向の改善など数量を記載することが可能であれば具体的数量を記載）

## (3) 漁獲の状況

○○を利用している主な漁業種類（◎◎漁業、▲▲漁業）、漁獲量の推移を記載

## (4) 資源管理措置

## ◎◎漁業：

記載例) ○○資源については、近年漁獲量が安定して推移しているが、今後ともこの状況を維持するため、◎◎漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

## ① 休漁

② 漁獲物規制（体長の制限）

また、上記の措置の他、区域規制（操業区域の制限）や種苗放流にも取り組み、資源の維持・増大に努める必要がある。

▲▲漁業：

記載例) ○○資源については、近年漁獲量が安定して推移しているが、今後ともこの状況を維持するため、▲▲漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

① 漁獲物規制（体長の制限）

② 区域規制（操業区域の制限）

2 ○○（魚種名）・・・・・・・・・・

【漁業種別資源管理】

1 刺し網漁業

(1) 漁獲の状況

対象漁業について魚種別管理が困難な理由、近年の漁獲状況（魚種、漁獲量、単位漁獲当たり漁獲量（C P U E）などを記載

(2) 資源管理措置

記載例) 刺し網漁業については、ヒラメ、カレイなどを主な漁獲対象魚種とするが、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しく、いずれの魚種も来遊状況によって漁獲量は年により大きく変動する。一方、全体の漁獲量は近年安定して推移しており、今後ともこの状況を維持するためには、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

①休漁

②漁具規制※（網目拡大、使用漁具数量制限）

※資源管理推進のため、平成15年4月1日付○○海区委員会指示第○号に位置けられたものについては、自主的措置として取り扱うこととする。

また、上記の措置の他、ヒラメの種苗放流を行うことにより、積極的な資源の維持・増大に努める必要がある。

2 ▲○漁業・・・・・・・・・・

3 ××漁業・・・・・・・・・・

第3 その他

記載例) 本指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行するこ



とが必要であるため、〇〇都道府県資源管理協議会は、別紙に記載する手段を用い、その履行を適切に確認するとし、各関係漁業者は、同協議会の行う履行確認に積極的に協力しなければならない。

また、漁獲量把握システム（漁獲量トレースシステム）も併せて活用することとする。

さらに、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

(別紙)

### 資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認に当たっては、下記左欄の各資源管理措置ごとに、右欄に掲げる各手段を用いることとし、併せて漁獲量把握システムを活用するものとする。

資源管理措置	履行確認手段（例）
休漁	・ 操業日誌 ・ 市場荷受伝票 ・ 漁協仕切伝票
係船休漁	・ 停泊時写真
漁獲量規制	・ 操業日誌 ・ 市場荷受伝票 ・ 漁協仕切伝票
区域、期間別	・ 漁協作成各漁業者別の漁獲量
操業時間制限	・ 各漁協記録の日別、操業時間簿（出漁時刻、港時刻）
漁具規制 （光力、網目、漁具数）	・ 漁具、操業設備の写真
操業区域規制	・ GPS、VMSなどの記録
漁獲物規制 （体長制限、産卵親魚 採捕制限）	・ 市場や漁協の再放流データ ・ 操業日誌 ・ 市場水揚伝票
種苗放流	・ 種苗放流に要した経費を負担した証拠書類 ・ 種苗放流に参加した証拠書類
藻場干潟整備など	・ 干潟造成等に参加した証拠書類

## 自主的資源管理措置(例)の類別

- A類：漁業者の操業そのものを自粛することで漁獲努力量を削減するもの

## 例えば

- ・ 予め期間や日程を定めた休漁（定置網における網上げ・魚捕部の解放等を含む）
- ・ 漁業者毎の漁獲量の上限設定
- ・ 1日あたり操業時間の上限設定

- B類：漁業者の操業そのものを自粛するものではないが、他の手法により漁獲努力量を削減するもの

## 例えば

- ・ 区域、期間別の複数漁業者の総漁獲量の上限設定
- ・ 漁具規制（光力、網目サイズ、漁具数等）
- ・ 操業区域規制（保護区域等）
- ・ 漁獲物の規制（体長制限、小型魚保護、産卵親魚保護等）

- C類：漁獲努力量を制限するものではないが、資源の増大に資するものとして、水産庁長官が認めるもの（漁業者が自ら負担を行っているものに限る）

## 例えば

- ・ 種苗放流
- ・ 漁場の整備（藻場干潟造成、海底耕耘、魚礁の造成、採藻漁業における雑草駆除等）

## 強度資源管理タイプの基準

強度資源管理タイプの対象は、下記3項目を全て満たすと水産庁長官が認めたものとする。

## 1. 対象魚種について（(1)又は(2)のいずれか）

(1) 以下の①～③を全て満たす魚種

①

重要魚種（統計上、直近5か年平均の年間漁獲量が1万ト以上かつ生産金額100億円以上のもの）であること

② 公的機関による資源評価により過去3か年中2か年において低位減少と評価された系群であること

③ 一定規模以上の休漁など、他漁業種類よりも強い資源管理を実施することにより早急な回復を図らなければ関係漁業のみならず加工業等地域経済に多大な影響を及ぼすおそれがある系群であること

(2) 以下の④～⑥を全て満たす魚種

④

重要魚種（統計上、直近5か年平均の年間漁獲量が1万ト以上かつ生産金額100億円以上のもの）で、国際的な地域漁業管理機関の管理対象となっている魚種であること

⑤ 公的機関による資源評価により減少が危惧されている系群であること

⑥ 我が国漁船による漁獲量が当該系群全体の漁獲量の過半を占めており、国際関係上政府が積極的に資源管理に取り組む必要があること

## 2. 対象漁業種類について

以下の①及び②のいずれも満たすもの（第1種共同漁業権に基づくものを除く）

① 対象魚種（上記1. (1)又は(2)）を目的採捕する漁業種類

② 対象魚種の漁獲量の過半を漁獲していること、若齢魚や産卵親魚を漁獲対象としていることその他の事由により、強度の管理措置により十分な効果が見込まれる漁業種類

## 3. 対象管理措置について

対象魚種（上記1. (1)又は(2)）の漁獲量の15%以上の削減、もしくは対象魚種を目的とした漁獲努力量の15%以上の削減を行うもの。

## 資源管理措置の履行確認手段（例）

資源管理措置	履行確認手段（例）
休漁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操業日誌</li> <li>・ 市場荷受伝票</li> <li>・ 漁協仕切伝票</li> </ul>
係船休漁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停泊時写真</li> </ul>
漁獲量規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操業日誌</li> <li>・ 市場荷受伝票</li> <li>・ 漁協仕切伝票</li> </ul>
区域、期間別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁協作成各漁業者別の漁獲量</li> </ul>
操業時間制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各漁協記録の日別、操業時間簿（出漁時刻、港時刻）</li> </ul>
漁具規制 （光力、網目、漁具数）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁具、操業設備の写真</li> </ul>
操業区域規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G P S、V M Sなどの記録</li> </ul>
漁獲物規制 （体長制限、産卵親魚 採捕制限）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場や漁協の再放流データ</li> <li>・ 操業日誌</li> <li>・ 市場水揚伝票</li> </ul>
種苗放流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種苗放流に要した経費を負担した証拠書類</li> <li>・ 種苗放流に参加した証拠書類</li> </ul>
藻場干潟整備など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 干潟造成等に参加した証拠書類</li> </ul>

## 資源管理計画記載例

## 〇〇県◎△海域における刺し網漁業の資源管理計画\*

※国が策定する資源管理指針に係る資源管理計画についても、本記載例に準ずるものとする。

## 第1 目的

〇〇県◎△海域において、刺し網漁業は沿岸漁業の代表的漁業であり、地域経済を支える重要な漁業となっている。

本漁業は◎△海域に分布回遊するヒラメ、カレイなど多くの魚種を漁獲しており、特定の資源を選別して利用することは困難であるが、同海域の主要漁業であり、適切な資源管理を実施することは、ヒラメなどを始めとする同海域の水産資源の維持・管理に要な役割を果たすものである。

このため漁業調整規則、制限又は条件に記載された資源管理措置の遵守を徹底するとともに自主的資源管理措置を適切に実施することにより、同海域における水産資源の適な管理を徹底することを目的とする。

## 第2 対象海域

〇〇県◎△海域（○●岬と◎□鼻を結ぶ線以北の本県海面）

## 第3 対象資源

ヒラメ、カレイなどの底魚類

## 第4 資源管理目標及びそれを達成するための措置

〇〇県◎△海域における刺し網漁業の漁獲量を見ると、魚種毎の漁獲量の変動はあるものの、総漁獲量は近年概ね安定して推移している。しかしながら、漁獲される魚の大きさは以前に比べ小さくなっており、小型魚の保護をより一層進めていく必要がある。

また、資源状況の維持・増大を図るためには、漁獲努力量の削減が必要と考えている。このため、公的管理措置（〇〇県漁業調整規則、漁業権行使規則、刺し網漁業許可内容、同許可制限又は条件）を遵守することに併せ、下表に記載した自主的資源管理措置を重点的に実施する。

県指針項目	自主的管理措置	公的管理措置	確認用提出資料
	網目拡大（○寸目以上）	許可制限条件 ●寸目以上	漁具写真（網目）

漁具規制	使用反数制限（△反以下）	許可制限条件 ▲反以下	漁具写真(積込前後)
休 漁	定期休漁（9月から11月の間、毎週土休漁）	無し（許可期間周年）	漁協出荷状況データ

※網目拡大、使用反数制限については、平成15年4月1日付〇〇海区委員会指示第〇号により、自主的措置から公的管理措置に移行。

さらに、上記の措置に併せて、ヒラメ種苗の放流事業に積極的に参加し、資源の維持・増大に努める。

#### 第5 取組期間

この計画の取組期間は平成〇年〇月までとする。

#### 第6 管理体制、資源管理計画遵守のための指導及び措置

資源管理措置の遵守を徹底するため、〇〇県◎△海域刺し網部会に資源管理計画管理委員会を設置する。同委員会は資源計画参加者に対し取組の徹底を指導し、各漁船の取組状況を管理し、その結果を〇〇県資源管理協議会に報告する。違反した場合には別途定める停泊、過怠金を課す。

#### 第7 資源管理計画への参加、脱退

資源管理計画への参加、脱退の手続きは別途定め、新たに参加した者、また脱退した者は〇〇県に報告する。

#### 第8 資源管理計画の変更及び廃止

資源管理計画を変更した場合は変更確認申請を、また、廃した場合は報告を、〇〇県に行う。

#### 第9 その他

資源管理計画参加者の経営改善への取組（具体的に・・・）を実施する。

※参加者名簿を添付

別記様式第1号

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

〇〇都道府県知事

印

〇〇都道府県資源管理指針（変更）の協議について

資源管理指針・資源管理計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）第2の3の(3)（(4)）の規定に基づき、〇〇都道府県資源管理指針（変更）について協議する。

記

添付書類 〇〇都道府県資源管理指針案  
都道府県海区漁業調整委員会（内水面漁業にあつては内水面漁場管理委員会）へ付議したこと及びその日付を証する書面  
新旧対照表（注1）  
変更理由書（注2）  
※（注1）、（注2）については、変更協議の場合にのみ添付のこと。



別記様式第2号

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿  
〇〇都道府県知事 殿

〇〇協会 代表 印  
〇〇部会 代表 印

〇〇資源管理計画（変更）の確認申請について

資源管理指針・資源管理計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）第3の3の(1)(2)の規定に基づき、〇〇資源管理計画（変更）について確認を申請する。

記

添付書類 〇〇資源管理計画案  
新旧対照表（注1）  
変更理由書（注2）  
※（注1）、（注2）については、変更確認の申請の際にのみ添付のこと。